明治国際医療大学 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日

【ガイドラインの趣旨】

本学における通学・対面授業による教育活動等の再開にあたり、京都府の「大学等の再開に向けた感染拡大予防のためのガイドライン」を踏まえ、本学の実情や特性を考慮した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を以下のとおり定めることとする。

なお、今後の感染拡大状況や政府及び京都府の政策等により、その都度、改訂を検討するものとする。

1. 新しい生活様式の積極的な実践

本学の学生及び教職員に対して、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」の積極的な実践を推奨することで、感染拡大を予防する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策 感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い □人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。 □遊びにいくなら<mark>屋内より屋外</mark>を選ぶ。 □会話をする際は、可能な限り<u>真正面を避ける</u>。 □外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスク</u>を着用 □家に帰ったらまず<u>手や顔を洗う</u>。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。 □<u>手洗いは30秒程度</u>かけて<u>水と石けんで丁寧に</u>洗う (手指消毒薬の使用も可) ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。 移動に関する感染対策 □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。 口帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。 口地域の感染状況に注意する。 (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式 □まめに<u>手洗い・手指消毒</u> □咳エチケットの徹底 □こまめに換気 □身体的距離の確保 □ <u>「3密」の回避(密集、密接、密閉)</u> □ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養 (3) 日常生活の各場面別の生活様式 公共交通機関の利用 買い物 □会話は控えめに □混んでいる時間帯は避けて 口通販も利用 □1人または少人数ですいた時間に 口徒歩や自転車利用も併用する 口電子決済の利用 □電子決済の利用 □計画をたてて素早く済ます □サンブルなど展示品への接触は控えめに □レジに並ぶときは、前後にスペース □持ち帰りや出前、デリバリーも □屋外空間で気持ちよく □大皿は避けて、料理は個々に □対面ではなく横並びで座ろう 娯楽、スポーツ等 口公園はすいた時間、場所を選ぶ 口筋トレやヨガは自宅で動画を活用 ロジョギングは少人数で 口すれ違うときは距離をとるマナー □料理に集中、おしゃべりは控えめに 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて 冠婚葬祭などの親族行事 ロ予約制を利用してゆったりと 口狭い部屋での長居は無用 口歌や応援は、十分な距離かオンライン 口多人数での会食は避けて □発熱や風邪の症状がある場合は参加しない (4) 働き方の新しいスタイル ロテレワークやローテーション動務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと

口会議はオンライン 口名刺交換はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク

2. 共通事項

- (1)登校前の体温及び健康チェックの実施(「体調管理入力フォーム」の利用) ※発熱等の風邪症状がある場合は、大学事務局に連絡し、自宅で療養する。
- (2) 手指消毒やマスク着用の徹底(学生、教職員及び来校者に対する周知)
- (3) 各施設内(入口)の手指消毒設備の配置
- (4) 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座等)の始業前の清拭消毒。
- (5) 各施設において密閉空間にならないよう、こまめな換気の実施。
- (6) 不要不急の都道府県をまたぐ移動及び、海外渡航の自粛。

3.授 業

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で 対面授業を実施する。

- ・授業中はマスクの着用を義務付ける。(マスクを着用していない場合は、授業への参加 を原則認めない。)
- ・授業開始時には受講学生に体調不良者がいないことを確認する。登校後に体温や体調に 問題が生じた場合は授業に参加させず、大学事務局と連携して適切に対応する。
- ・授業担当教員は、教室等の常時通気を保ち、十分な換気を行うこと。

(1) 講義

- ① 講義室への着席については、可能な限り距離を確保することとし、対面とならないようにする。
- ② 教室のマイクや器具等を使用した場合には、使用した者が必ず使用後に消毒すること。
- ③ 対面授業の実施は、学年別に行うなど、できるだけ多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫を行う。

(2) 実技·実習·演習

- ① 必要なもの以外は実習室等に持ち込まない。
- ② 更衣の際、ロッカールームが密にならないように、小教室を利用するなど配慮する。
- ③ 実習衣については、清潔を保ち、こまめに洗濯等を行うこと。
- ④ 実習等で使用したマイク、資器材等は、使用した者が必ず使用後に消毒すること。

その他、上記以外の感染防止対策については、各学科で定める。

(3) 臨地実習(臨床実習)について

全学科共通の基本方針として、以下の対策を徹底する。

- ① 実習開始2週間前から実習終了時まで、毎日、健康チェック表に検温を含む症状 観察と行動メモを記載すること。
- ② 実習開始2週間前から実習終了時までに発熱、咳、倦怠感等が出現した場合は、

大学事務局及び担当教員に連絡し、自宅で療養する。

- ③ 実習中はマスクの着用を義務付ける。
- ④ 昼食時等他人と食事をする場合は、実習地の条件に合わせ、可能な限り感染を意識して対処すること。
- ⑤ 実習開始2週間前から実習終了時までは、不要不急の外出は自粛し、感染拡大防止に充分努めること。(2週間以内に海外渡航歴がある場合には、実習受け入れができない事態が生じることがあるので、厳に慎むこと。)

上記以外の感染防止対策については、各学科において別に定める。

4. 大学施設の利用について

学生が利用する大学内の各施設において、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、施設 ごとの特性を踏まえた必要な感染拡大予防のための対策を講じるものとする。

(1) 図書館

- ① 図書館利用前後には手洗い又はアルコールによる手指消毒を徹底する。
- ② 混雑時は入場制限を実施する。
- ③ 閲覧席は十分な座席の間隔を確保するため、席数の制限を設ける。
- ④ 電子メールによる文献取寄・貸出延長の申請受付を可能とする。
- ⑤ 事前に蔵書検索サイトで所蔵情報を確認するなど、滞在時間の短縮を呼びかける。
- ⑥ 適切な換気を行うとともに、施設・設備の定期的な消毒を行う。
- (7) 学生等利用者同士の大声での会話を行わないよう周知する。
- ⑧ 貸出手続き等で利用者と対面する場合は、透明板等により利用者との間を遮断する。
- ⑨ 貸出手続き等の順番待ちでは、フロアマーカー等により間隔を空けて整列するよう促す。

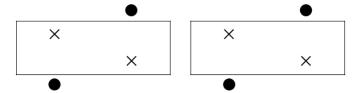
(2) 運動場、体育館等

- ① 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人 と距離を空ける。
- ② 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ③ 歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、 並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ④ 体育館、柔道場、武道場等においては、換気設備又は空調設備の適切な運転や定期的な窓の開放により十分な空気循環を行う。
- ⑤ 更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ⑥ 各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして 必要な取組を行う。

(3) 食堂・売店の利用

- ① 食堂利用前後には手洗い又はアルコールによる手指消毒を徹底する。
- ② 混雑時は入場制限を実施する。
- ③ レジ等に並ぶ場合は、フロアマーカー等により間隔を空ける。

- ④ 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽する。
- ⑤ 食堂では十分な座席の間隔を確保するため、席数の制限を設ける。



- ⑥ 適切な換気を行うとともに、施設内の消毒を徹底する。
- ⑦ 飛沫感染を防止するため、利用者は大声での会話は控える。
- ⑧ 食堂は食事利用のみに限定し、食事後は速やかに退席するなど滞在時間を短く するよう周知する。(1人15~20分程度)
- ⑨ 大皿での取り分けによる食品提供を自粛する。
- ⑩ 食堂以外の食事場所の提供を行う。(10 号館 1 階 MUTUAL、10 号館 2 階 21 教室、2 号館 3 階 31・32 教室、8 号館 13 教室)
- ① 学生と教職員の利用時間の分散化を図る。 (教職員 11:45~12:30 / 学生 13:00~13:50)
- ② 発熱や感冒症状がある場合には食堂の利用を禁止する。

(4) スクールバスの利用

- ① バス停留所においてバスを待つ際には、出来る限り間隔(1m)を空けて並ぶ。
- ② 運行中は安全に配慮しながら車内換気を行う。
- ③ バス乗車時はマスクを必ず着用する。
- ④ 飛沫感染を防止するため、バス乗車時は会話を控える。
- ⑤ バス降車後は必ず手洗い又はアルコールによる手指消毒を行う。

(5)女子スポーツ学生寮

- ① 寮生の毎朝夕の検温及び体調(発熱、咳、倦怠感、味覚、嗅覚の低下等)の自己チェックを義務付けると共に行動記録の作成を行う。
- ② 居室以外でのマスク着用を義務付ける。
- ③ 学生寮入口に消毒用アルコールを設置し、手指消毒を徹底する。
- ④ 多人数での共用部分(リビング等)の使用は控える。
- ⑤ 複数の人が手に触れる場所(ドアノブ、トイレ等)の消毒を適宜行う。
- ⑥ 学生寮内の換気を徹底する。(夜間以外の居室及びリビングの窓の常時開放)
- (7) 他の寮生の居室への訪問を控える。
- ⑧ クラスター発生しているような施設(飲食店、カラオケ、ライブハウス等)や「三つの密」のある場所への外出を控える。

(6) 附属病院への立ち入りについて

- ① 原則として、不要不急による附属病院への立ち入りを当面の間、禁止する。
- ② 体調不良等を起こした学生は、大学事務局 学生支援課に連絡のうえ、指示に従う。

5. イベント等について

不特定多数の者が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底や3密を徹底的に 回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じ、本学の運営上必要不可欠なイベント等 のみ開催することとする。

- ① 各会場の収容定員の 1/2 以下に入場者を制限し、座席の間隔はできる限り 1 m以上を確保する。
- ② 参加者は入場時に記名等を行い、主催者(担当部署)は適正な名簿管理を行う。
- ③ 参加者には登校前の検温等の健康観察を義務付ける。
- ④ 手指消毒やマスク着用等の咳エチケットの徹底をはかる。
- ⑤ 消毒液の設置と定期的な消毒、窓・ドアの開放等による定期的な換気等、感染拡大予防のための措置を最大限講じる。
- ⑥ 参加者同士が大声での会話を行わないよう注意喚起を行う。
- ⑦ その他、学園祭の開催については、今後の情勢を鑑み開催の可否を検討する。

6. 課外活動

課外活動団体(クラブ・サークル)については、以下の感染拡大予防のための取り組みを講じた上で再開する。

- ① 全ての課外活動団体 (クラブ、サークル) において、活動計画書及び感染予防対策を作成のうえ、活動を再開する。
- ② 活動時間は当面の間、2時間程度とする。
- ③ 活動する際は、毎朝の検温、健康状態のチェックを行ったうえで、練習に参加させる。
- ④ 発熱・倦怠感・軽度であっても咳・咽頭痛など体調不良者及び海外帰国者(帰国後2週間以内)の課外活動への参加は認めない。
- ⑤ 活動にあたっては、原則マスクを着用し、3 密の回避・換気・手洗い(アルコール消毒)などの感染防止対策及びソーシャルディスタンスの確保に努める。
- ⑥ 部室の使用は、3 密の原因となるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な 換気を徹底する。
- (7) 当面の間、他大学等との合同練習や練習試合及び合宿を禁止する。
- ⑧ スポーツ公式戦や文化コンクール等への出場に当たっては、主催団体が定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動する。